破産手続廃止

平成２３年（フ）第９７２号
福岡市早良区高取１丁目１番34―201号
破産者　株式会社ステップ
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目13番１号
破産者　橋口　　隆
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
静岡県駿東郡小山町用沢字佐野川140―34　ハイツ小山101号、開始決定時の住所静岡県駿東郡小山町菅沼1361番地の２
破産者　亡土屋武久相続財産
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
宇都宮市上戸祭町59番地30
破産者　上村　孝明
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第４０号
栃木県那須郡那珂川町小川518番地３
破産者　小泉　千幸
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１３７号
新潟県燕市杉柳1084番地６
破産者　吉塚由美子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１７０号
静岡県駿東郡長泉町上土狩43番地の36
破産者　有限会社清栄建設
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
静岡県三島市・西旭ヶ丘町・4045番地の32
破産者　藤本　一広
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
静岡県富士市伝法2618番地の17　鈴木マンション502号、前住所静岡県藤枝市内瀬戸138番地の４
破産者　とんかつ深澤こと　深澤　　敦
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６８６号
愛知県小牧市城山５丁目70番地12
破産者　シティー・アソシエイツ株式会社
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２４８号
名古屋市中区丸の内３丁目18番28号
破産者　株式会社オフィス二十一
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３９号
名古屋市中川区広田町３丁目16番地
破産者　有限会社東海ネットワーク
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６２９号
愛知県半田市住吉町４丁目118番地
破産者　有限会社伸栄芝辻
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５４号
愛知県新城市野田字大野田16番地の３
破産者　有限会社マツモト
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４８９７号
大阪市生野区中川西２丁目21番６号
破産者　株式会社朝日線材工業所
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１９４号
大阪市西成区岸里東１―11―９　山口方、住民票上の住所大阪市西成区山王３丁目２番13号　ミドーハイツ302号
破産者　辻　　峰子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９４３号
大阪市淀川区木川東２丁目18番９号
破産者　有限会社コミュニティ企画
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１７６号
大阪府池田市古江町401番地
破産者　株式会社谷端造園
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５号
堺市美原区平尾2010番地29
破産者　有限会社橋本自動車
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７４０号
大阪府松原市田井城２丁目３番１―710号、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市北新町１丁目８番６号
破産者　有限会社土師印材
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７９５号
堺市南区大庭寺611番地の１
破産者　エース機工株式会社
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
兵庫県三木市別所町朝日ヶ丘35番地の122
破産者　有限会社あいな工房
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部